

発議第1号

ロシアによるウクライナ侵略を断固糾弾する決議

2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始した。この行為は明らかにウクライナの主権及び領土の保全を侵害し武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められない。

この事態は欧州にとどまらず日本が位置するアジアも含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

さらにプーチン大統領は「核部隊の戦闘警戒態勢命令」を出し、核兵器による威嚇を始めた。この侵略戦争が核戦争に発展する可能性を示唆している。核戦争に勝者はいない。このことは唯一の戦争被爆国である日本国民が最もよく知るところであり「非核三原則」として国是としているところである。

滑川町は世界の恒久平和と非核三原則の堅持を謳った「非核平和都市宣言」を宣言している町の本議会はロシア軍による侵略行為を非難し、ロシアに対して即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求めるものである。さらに、核戦争につながりかねない核兵器による威嚇をやめ、核兵器の使用禁止を強く求めるものである。

日本政府に対してはあらゆる外交資源を駆使してウクライナの平和を取り戻すことを要請する。

以上決議する。

滑川町議会

令和4年3月9日